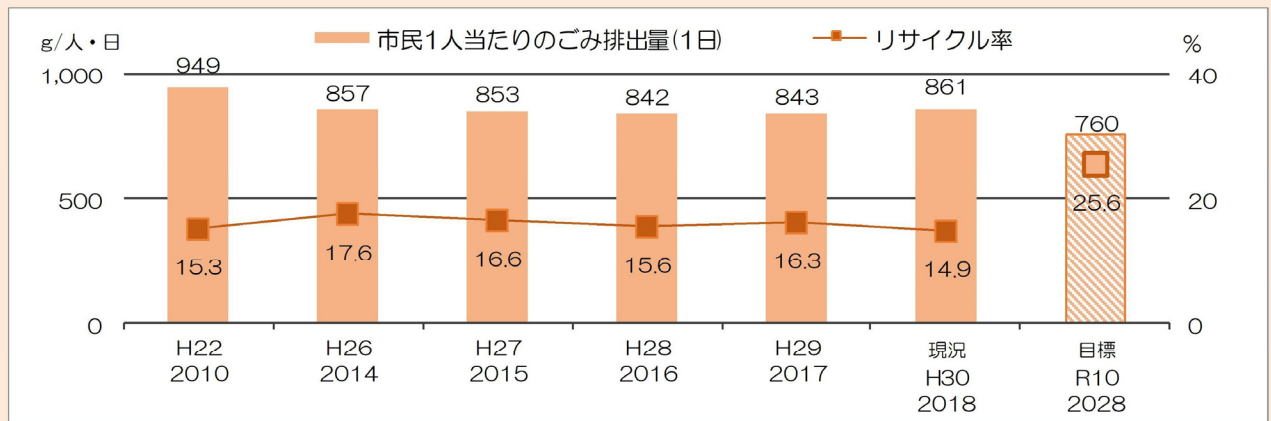




資源を大切に作る社会システムの形成

1 代表指標 目標達成状況を示す指標

- 市民1人当たりのごみ排出量(1日) : 760 g
- リサイクル率 : 25.6 %



2 指標

達成指標及び活動指標(◎は代表指標)		現況値 H30 年度 (2018 年度)	目標値 R10 年度 (2028 年度)	担当室課
達成指標	◎市民1人当たりのごみ排出量(1日)	861 g	760 g ^{※1} ^{※2}	環境政策室
	◎リサイクル率	14.9 %	25.6 %	環境政策室
	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	29.9 %	40 % ^{※2}	環境政策室
	燃焼ごみの年間搬入量 ^{※3}	102,294 t	84,390 t	環境政策室
	ごみの年間排出量 ^{※4} 家庭系ごみ	80,499 t	76,995 t	環境政策室
	ごみの年間排出量 ^{※4} 事業系ごみ	36,359 t	27,646 t	環境政策室
	マイバッグ持参率 ^{※5}	72.1 %	80 % ^{※2}	環境政策室
活動指標	食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数(累計)	50回 ^{※6}	520回	環境政策室

※1 平成22年度(2010年度)比20%削減
 ※2 吹田市第4次総合計画に基づく
 ※3 燃焼ごみの年間搬入量: 資源循環エネルギーセンター(ごみ焼却場)に搬入される燃焼ごみ量(破碎後可燃物含む)
 ※4 ごみの年間排出量: 【家庭系ごみ量(市収集分+集団回収量)】+【事業系ごみ量】
 ※5 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結した吹田市内の店舗で、レジ袋をもらわなかった客の割合(平成30年(2018年)6月1日からレジ袋無料配布を中止)
 ※6 平成30年度(2018年度)の1年間における活動数

3 施策の柱と具体的施策

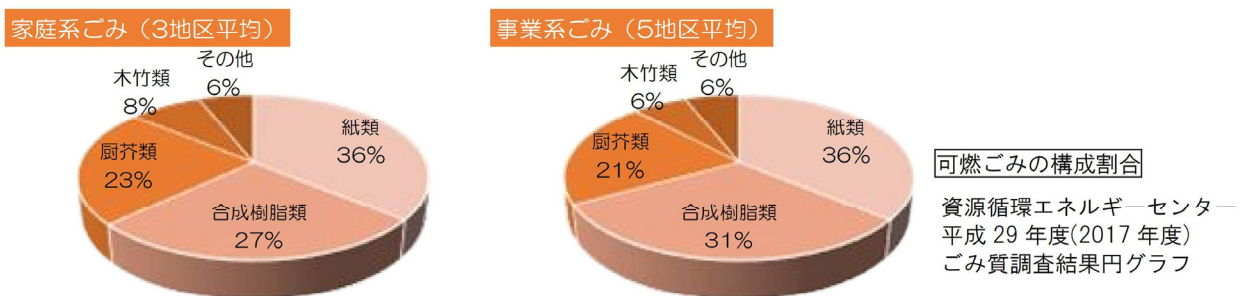
施策の柱	施策	担当室課
ごみの発生抑制を優先する社会への転換	食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみの減量・再資源化に関する啓発活動や情報提供の充実化	環境政策室
	市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の充実化	環境政策室 学校教育室
	環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の充実化	環境政策室 事業課
	「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくレジ袋削減に向けた PR 活動の実施	環境政策室
多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築	12 種分別の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進	環境政策室 事業課 破碎選別工場
	資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル手段の拡充の推進	環境政策室 事業課 破碎選別工場
	再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化	環境政策室 事業課
	再生品の使用拡大及び再生資源事業者との連携によるリサイクルシステムの安定化	環境政策室 破碎選別工場
	フードドライブの推進及びフードバンクとの連携	環境政策室
排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進	廃棄物管理責任者などを通じた排出管理指導の強化及び事業者全体に排出者責任の意識の浸透	環境政策室 事業課
	事業系ごみに関する情報提供の充実、多量排出占有者への指導強化などによるリサイクルの促進	環境政策室 事業課
	燃焼ごみ以外の搬入禁止の周知徹底及び古紙など資源回収ボックスの利用促進	資源循環エネルギーセンター
	剪定枝などのチップ化や腐葉土化、下水汚泥の肥料化や建設資材化など、市によるごみ減量行動の率先実行	環境政策室 道路室 公園みどり室 水再生室
持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築	リサイクルや適正処理などの推進に適した分別収集体制の確立	事業課
	施設の適切な維持管理と計画的な整備など、持続可能な低炭素社会実現に寄与する処理システムの構築	資源循環エネルギーセンター 破碎選別工場
	ごみ減量の推進による最終処分量の削減	資源循環エネルギーセンター 破碎選別工場
	災害廃棄物処理に関する計画の適正な運用	環境政策室
水資源の有効利用と健全な水循環の推進	雨水の有効利用の推進	環境政策室
	下水処理水などの再利用の推進	水再生室
	節水型社会の定着に向けた啓発活動	水道部総務室
産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物適正処理についての指導・啓発	環境保全指導課
	使用済自動車及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する事業者などの管理・指導	環境保全指導課

4 現状（成果）と課題

本市は、これまで12種分別による資源化・適正処理の浸透や、集団回収などの市民の自主的な資源化活動の促進により、ごみ減量・資源化を推進してきました。

(1) 前計画における目標達成状況

家庭系ごみの年間排出量は、ごみ減量・再資源化を推進する様々な取組の結果、平成26年（2014年）以降、目標を達成している状況を維持していますが、「市民1人当たりのごみの排出量」、「リサイクル率」、「燃焼ごみの年間搬入量及び事業系ごみの年間排出量」は、目標の達成が難しい状況となっています。目標達成のためには、燃焼ごみの8割以上の割合を占める紙類・合成樹脂類（プラスチック）・厨芥類（生ごみ）の排出抑制及びリサイクルの推進が課題となっています。また、再生資源集団回収の活性化や溶融スラグの資源化促進、事業系ごみの削減のため、多量排出を行う事業者への指導・啓発が必要です。



(2) 市民・事業者の意識調査結果

ごみ問題における市民が考える将来世代※として必要な施策は、容器包装の削減、ものを大切に使う、産業育成、環境教育を挙げており、ごみ問題については、そもそもごみを発生させないような仕組みづくり・人づくりが必要であると考えられます。

また、資源分別などに取り組んでいる事業者は多くみられますが、廃棄物ゼロに取り組む事業者は少なく、ごみ排出量削減に向けては事業者の意識向上が課題となっています。

※市民が考える将来世代：2050-2060年ごろの将来に生きる世代を考慮、又はその利益・声を代弁

市民の意識調査結果（回答数：732）

- ＊将来世代の重要なごみ問題 TOP3＊
- 第1位 容器包装の削減・・・135人
 - 第2位 食品ロスの削減・・・127人
 - 第3位 ものを大切に使う・・・96人

事業者の意識調査結果（回答数：162）

- ＊廃棄物削減・リサイクルの取組状況＊
- ≫資源の分別・リサイクル・・・86%
 - ≫廃棄物ゼロに向けた取組・・・22%

(3) 資源循環分野における社会状況

地球規模では、途上国の経済成長や都市部人口の増加により、廃棄物量が増加傾向にあります。特に近年、海洋ごみへの関心が高まっており、海洋ごみとなるプラスチックについては、その有効利用される割合が14%と世界的に低く、世界各国で取組が進められており、使い捨てプラスチック対策への取組やマイクロビーズの規制が実施されています。

わが国ではプラスチックの有効利用割合が85.8%と一定の水準に達していますが、令和元年（2019年）5月31日に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックごみについて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の推進が必要となります。

5 施策の方向性

大量生産・大量消費・大量廃棄による様々な環境問題を解決するため、市民1人ひとりの生活のあり方や事業活動を見直し、環境に配慮した行動へ誘導するための施策を推進します。

6 これまでの特徴的な取組

(1) 「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結

北摂地区7市3町（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）は北摂地区に店舗がある9事業者と、ごみと二酸化炭素を排出抑制するため、平成30年（2018年）4月にレジ袋無料配布中止を趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しました。

協定では、「マイバッグ持参率80%」を統一目標として掲げ、レジ袋無料配布中止や、事業者と自治体が連携し、レジ袋削減に向けたPR活動などを行うことを定めています。

(2) 家庭用食用油の回収

燃焼ごみの減量及び資源の有効利用を図ることを目的として、一般家庭から排出される廃食用油を回収・リサイクルしています。回収拠点は、本庁舎・出張所などをはじめとする14か所に設置しており、循環型社会の推進のために一層の拡大を図ります。

(3) 再生資源集団回収の推進

ごみ排出量の削減と効率的な再資源化の促進、市民のごみ問題に関する意識の向上を図るため、古紙や古布などの再生資源の集団回収活動を推進しています。市内の自治会・子供会などの集団回収活動に対し、再生資源集団回収実施届出団体には回収量1kgにつき7円の報償金を交付しています。回収量は新聞などの発行部数と比例して減少しています。また、実施団体数は横ばい、参加世帯数は減少傾向にあるため、更なる啓発活動に努めます。

品目	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
実施団体数 (団体)	461	460	463	455	454
参加世帯数 (世帯)	79,246	75,248	74,413	72,920	71,845
回収量(t)	9,713	9,360	8,877	8,357	8,112

(4) 事業所への指導・啓発

毎月2トン以上一般廃棄物を排出する事業所を「多量排出占有者」とし、①減量計画書の策定及び市長への届出、②廃棄物管理責任者の選任及び市長への届出を求めて、事業系一般廃棄物排出量の大きな割合を占めている多量排出占有者のごみの減量、排出の抑制などを指導しています。また、焼却工場に搬入される事業系ごみの検査及び適正搬入の指導強化に取り組み、資源化物の適正処理及び搬入不適物の排除に努めています。さらに、「事業系ごみ減量マニュアル」やちらしを用いた、事業系ごみ減量・資源化の啓発に努めています。